



2022年7月11日

各 位

会社名 株式会社 カチタス
代表者名 代表取締役社長 新井 健資
(コード番号：8919 東証プライム市場)
問合せ先 取締役管理本部長 横田 和仁
(TEL 03-5542-3882)

関東信越国税局からの更正通知書受領に関するお知らせ

当社は、関東信越国税局（以下、「税務当局」という。）より、本日「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書」（以下、「本件更正処分等」という。）を受領いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 経緯・内容

当社は、2020年4月28日付「関東信越国税局からの更正通知受領及び業績予想の修正に関するお知らせ」の通り、2016年3月期から2019年3月期の4年間を対象期間として、税務当局から「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書」を受領しております。また、当該更正処分等に対しては、2021年3月23日付「関東信越国税局からの更正通知書受領（2020年4月28日）の諸対応に関するお知らせ」の通り、森・濱田松本法律事務所ほかを当社の代理人として選定の上、税務当局に対して当該更正処分等の取り消しを求める訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起しております。

当社は、2021年12月より税務当局から、本件訴訟と同様の内容を論点として、2020年3月期及び2021年3月期を対象期間とした税務調査を受けておりましたが、本日、本件更正処分等を受領いたしました。

2022年3月末時点で本件更正処分等の受領及び消費税等差額の計上が見込まれていたことから、2022年4月28日付「関東信越国税局からの税務調査に関わる特別損失計上のお知らせ」の通り、2022年3月期の連結会計年度及び単体事業年度において2,385百万円の特別損失を消費税等差額として、当該消費税等差額に対する法人税等還付税額646百万円を既に引き当てて計上しております。

そのため、2023年3月期の当社連結業績への影響はございません。

2. 今後の予定

当社は、税務当局からの本件更正処分等は到底承服できるものではないため、これに対して、速やかに不服申立て等の必要な手続きを行う予定であります。

なお、消費税処理に関する会計・税務処理については、今後も従来 of 処理を継続してまいります。

以上